

令和2年第34回

美幌町農業委員会総会議事録

令和2年1月24日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和2年1月24日(金) 午1時30分から午後2時03分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(17人)

職務代理者	1番	日下優君	農地部会長	2番	白石愛君
	3番	大西政雄君		4番	根塚信義君
	5番	中村寿恵子君		6番	小林勝義君
	7番	小泉豊和君	振興副部会長	8番	加藤安弘君
	9番	佃徹君		10番	寺本恵二君
振興部会長 会長	11番	日並一三君		15番	日並洋君
	16番	齋藤一男君	農地副部会長	17番	東砂裕理君
	18番	千葉正美君		19番	松本訓宜君
	20番	鈴木幸往君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井祐二君	総務担当主査	佐々木鑑仁君
総務担当	荒木翔君	臨時筆生	寺田裕子君

議事日程

令和2年第34回 美幌町農業委員会総会
令和2年1月24日 午後1時30分開会

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | | 諸般の報告について |
| 日程第3 | | 会期の決定について |
| 日程第4 | | 会務報告について |
| 日程第5 | 議案第127号 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について |
| 日程第6 | 議案第128号 | 農業経営基盤強化促進法第18第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日程第7 | 議案第129号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第8 | 議案第130号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第9 | 議案第131号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第10 | 議案第132号 | 現況証明願について |
| 日程第11 | 協議第17号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

(ブザー)

議 長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は17名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和2年第34回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。
議 長	それでは、これより議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号2番白石委員、同じく議席番号3番大西委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と荒木総務担当を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり議案6件、協議1件となっております。朗読については省略をさせて頂きます。なお、議席番号12番重清委員、同じく議席番号13番木村委員、同じく議席番号14番西委員、本日欠席の旨届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。
	(口頭報告なし)
議 長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、議案第127号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題と致します。
事務局	本件の決議内容をご説明するにあたりまして、これまでの経過についてご説明いたしますので議案参考資料の1ページをご覧ください。 令和元年10月17日、奈良県安堵町農業委員会会長が農地転用のために虚偽の申請を行った農地法違反で逮捕されました。一週間後の10月23日、大分県別府市農業委員会会長が農地転用をめぐり現金を受け取った収賄の疑いで逮捕されました。連続して農業委員会会長が逮捕されるという事態を受けまして、10月28日、30日、北海道

農業会議会長、農林水産省経営局長から「農業委員等の綱紀粛正について」という通知がありました。11月28日、全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくこととなりました。12月18日、北海道農業会議会長から11月の全国農業委員会会長代表者集会における申し合わせの決議の趣旨に則り、各市町村の農業委員会総会において「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の年1回の実施要請と注意喚起について通知がありました。その通知につきましては議案参考資料2ページに掲載しておりますので後程ご覧願います。こうした経過によりまして本件提出に至ったわけでございます。議案3ページにお戻り願います。決議内容について朗読いたします。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」私たち農業委員は農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和2年1月24日美幌町農業委員会。ご説明は以上でございます。

議長

只今ご説明がありましたけれども、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、議案第127号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は決議することに決定を致します。

議長

日程第6、議案第128号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。
内容番号243号から244号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当

はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全3件で内容につきましては農業公社への売渡が1件、売買が1件、再貸付が1件となっております。

内容番号243号から244号について一括ご説明致します。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年1月27日でございます。

内容番号243号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧願います。本件は昨年12月の総会で買入協議要請を行った案件です。所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、代金の支払期限は令和2年3月13日、利用調整日は令和2年1月10日でございます。内容番号244号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願います。本件はあっせん調整の結果、〇〇が購入することになったものです。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、代金の支払期限は令和2年2月28日、利用調整日は令和2年1月8日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2番

内容番号243号と244号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんからあっせんによる売買の申し出があり、調整の結果、〇〇の農地は農業公社に売買し、〇〇の〇〇さんと〇〇の〇〇さんが借受する予定となっております。

ます。また、〇〇の農地は〇〇さんが購入することになったものです。〇〇さんは法人化して肉用牛の飼育を行い、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号243号から244号は適当と認めます。
内容番号245号。

総務担当主査

内容番号245号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年1月27日から令和12年1月31日までの10年間、利用調整日は令和元年12月27日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7 番

内容番号245号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、現在と同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族ふたりで小麦、大豆、甜菜、玉ねぎ、人参などを作付けされ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号245号は適当と認めます。

議案第128号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第7、議案第129号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

内容番号121号。

総務担当主査

内容番号121号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料9ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号121号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが所有する農地を隣接する畑で耕作している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは法人化し、肉用牛の飼育を行い、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを1月14日、日並洋委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号121号は適当と認めます。議案第129号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第130号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号19号。</p>
総務担当	<p>内容番号19号についてご説明致します。参考資料は11ページから14ページをご覧ください。本件は牛舎建築のための許可申請でございます。</p> <p>申請者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、農地区分は農業振興地域、農用地区域内、第1種農地でございます。転用目的は牛舎建築で計画の概要は1棟〇〇㎡の牛舎を計〇〇棟で〇〇㎡、通路等〇〇㎡の合計〇〇㎡、工事は2年計画で第1期は許可日から令和2年11月30日まで、第2期は令和3年4月1日から令和3年11月30日を予定しております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
2 番	<p>内容番号19号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>今回の計画は経営規模拡大のため既存牛舎だけでは手狭になってきたため、今年と来年の2年計画で〇〇棟の牛舎を新築するものです。牛舎1棟につき、170頭～200頭の牛を収容できる規模であります。現在、総頭数は約6,000頭を飼育しています。この場所につきましては他の農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみてやむを得ないものであると令和元年12月25日、西委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号19号は適当と認めます。議案第130号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第131号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号6号。</p>
総務担当	<p>内容番号6号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧ください。本件は植林を行うため農地法第5条による農地転用を行うものでございます。</p> <p>譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、農地区分は農業振興地域内、農用地区域外、第2種農地であります。転用目的はカラ松植林で計画の概要は〇〇㎡の全てにカラ松の苗木〇〇本を植林します。工事期間は許可日から令和2年11月末を予定しています。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
2 番	<p>内容番号6号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>今回の計画は〇〇さんがこの土地の南側の山林を所有する〇〇さんに売買し植林を行うものでございます。この土地につきましては参考資料16ページのとおり、東側、南側、北側が山林になっており、日当たりが悪く耕作に不適當な場所となっております、現地</p>

	<p>の状況からみてやむを得ないものであると令和元年12月25日、寺本委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号6号は適当と認めます。議案第131号「農地法第5条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第10、議案第132号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号46号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号46号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧願います。 願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
5番	<p>内容番号46号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この土地は石北本線の線路沿いにあり、東、南、西の三方を山林に囲まれ、日当たりが悪く耕作に不都合なため長年耕作されておらず一面雑草が生えており、農地・採草放牧地以外であることを令和元年12月19日、小林委員、日並洋委員と私で確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号46号は適当と認めます。 内容番号47号。</p>
総務担当	<p>内容番号47号をご説明致します。参考資料は19ページをご覧願います。 願出人及び所有者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
10番	<p>内容番号47号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この土地は国道243号線から〇〇さんの元の住宅までの通路として使用していた場所で相当以前から耕作はされておらず、農地・採草放牧地以外であることを令和元年12月25日、白石委員、西委員と私で確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号47号は適当と認めます。 議案第132号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第11、協議第17号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>

総務担当主査

協議第17号についてご説明致します。本件は1月10日付けで美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので編入1件、除外4件、用途区分変更1件でございます。

はじめに編入の内容番号1号についてご説明致します。参考資料は22ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は現況が畑のためでございます。

除外の内容番号4号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で申請理由は植林のためでございます。なお、本件申請地は令和元年9月20日開催の第30回総会において現況証明願を承認した案件でございます。内容番号5号についてご説明致します。参考資料は24ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は植林のためでございます。なお、本件申請地は令和元年8月26日開催の第29回総会において現況証明願を承認した案件でございます。内容番号6号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧願います。本件は先の議案第131号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は植林のためでございます。内容番号7号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は太陽光設備設置のためでございます。なお、本件申請地は令和元年11月25日開催の第32回総会において現況証明願を承認した案件でございます。

次に用途区分変更の内容番号6号についてご説明いたします。先の議案第130号内容番号19号でご審議いただいた案件でございます。参考資料は11ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、申請理由は牛舎建築のためでございます。

今後の予定ですが本総会后に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定でございます。事務局からの説明は以上でございます。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、協議第17号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議長

以上で全議案の審議を終了しました。
これをもちまして、第34回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議長

ご苦労様でした。

閉会 午後2時03分